



税理士法人より

所長 前川 研吾 公認会計士・税理士

テレビや電車の中吊り広告などでも目にすることがある「NISA」。

NISAとは一定の要件を満たすと、投資信託や株の運用によって生まれた利益にかかる20.315%の税金が0%になる制度です。この制度自体は2014年からスタートしていますが、2018年1月から新たに積立NISAが創設されます。今回は、従来の制度からの改正点等を中心に積立NISAをご紹介します。

積立NISA制度

現行NISA (少額投資非課税制度) は、非課税保有期間が5年と短く、積立型の投資には利用しにくいものでした。そこで、安定的な資産形成のために長期的な投資が可能となる積立NISAが創設されます。

現行NISAと積立NISAの相違点

	現行NISA	積立NISA
年間投資可能額	120万円まで	40万円まで
非課税運用期間	5年間	20年間
運用商品	株・投資信託	投資信託

積立NISAで特徴的な点は、年間最大40万円を20年という長期に渡って非課税で運用できるということです。現行NISAでは120万円×5年間で最大600万円が上限だったのに対し、積立NISAでは40万円×20年間の最大800万円を非課税で運用することができます。

ただし、現行NISAでは「株」と「投資信託」を買うことができますが、積立NISAは「投資信託」に限ります。運用対象商品も長期投資に向いているもの(信託期間が一年以上ある、毎月分配型でないこと)などの制約があります。

NISAを利用する場合はいずれかを選択適用することになります。

積立NISAと個人型確定拠出年金

NISAと同じく運用益を非課税で受け取ることができる制度に確定拠出年金があります。投資信託などを積み立て、老後の年金を作る制度です。運用益が非課税になるのは積立NISAと同じですが、確定拠出年金は原則

60歳になるまで引き出すことができないため、5年・10年後に使うお金の運用には向いていません。ただし、確定拠出年金の方が運用商品の幅は広いです。

おわりに

投資信託を長期で積み立て、資産を作りたいという方は、積立NISAは役立つ制度になりそうです。投資信託だけでなく株でも投資をしたい方は、現行のNISAをうまく活用できれば納税を押さえることができます。

それぞれの制度にメリット・デメリットがありますので、お客様に応じてアドバイスさせていただきます。不明点等がございましたら、弊社までお気軽にご相談下さい。



社会保険労務士法人より

所長 今井 慎 社会保険労務士・キャリアコンサルタント

初めての勤務先を辞める理由と辞めさせないためのフォロー研修

今年の新人は早期離職傾向？

日本生産性本部による今年の新入社員の種類(タイプ分け)自体の是非はともかくは『ポケGO型』で、はじめは熱中して取り組むけれども、飽きやすい傾向も(早期離職)あるとのこと。

新入社員研修として、「社会人の心構え」「ビジネスマナー」「会社の仕組みやルール」を内容とする会社が多いと思いますが、最近では、新人が自分を振り返り、情報を共有することができるように「新入社員フォロー研修」を行い、早期離職防止に役立てようという企業も多いようです。

初めての勤務先を辞める理由は？

「若年者の能力開発と職場への定着に関する調査」(JILPT)では、「初めての正社員勤務先を離職した理由」として、長時間労働、採用時に聞いた労働条件と現実とが異なること

を挙げている人が多いことがわかりました。

残業代の不払い、人手不足、希望した日に有給休暇が取れないなどといった職場でのトラブルの経験者が離職するが傾向にあり、女性では「結婚・出産・育児・介護を理由に辞めるよう言われた」人の86.8%が、男性では「暴言・暴力・いじめ・嫌がらせ」を受けた人の49.5%がその後離職しています。

また、離職者には、採用後3カ月間に指示が曖昧なまま放置され、何をしたらよいかわからなかったり、先輩社員と同等の業務を初めから任せられたりした人が多く、歓迎会を開いてもらったり、他事業所・他部署の人に紹介されたりした場合には動続傾向が高まるようです。

こうしたことから、入社後3カ月程度の職場に対する不満が現れてくる時期や、ある程度仕事に慣れてきた「中だるみ」の時期(入社後半年程度)にフォロー研修を行う会社が多いようです。

一方、若い女性社員層では「わからないことがあったとき自分から相談した」「希望の

仕事内容や働き方を伝えた」「働きぶりに意見・感想を求めた」場合に、むしろ離職傾向が高まるとの結果も出ています。

これは積極性の現れではなく、すでに離職の考えが顕在化している状態と見たほうがよいということでしょう。

満足度の高い上司からの指導内容は？

また、上司の指導や支援についての満足度に関する調査(JILPT)では、「仕事のやり方について助言してくれる」「仕事に必要な知識を提供してくれる」「現在の仕事について相談に乗ってくれる」といった点について、部下の満足度が高い結果となっています。

いずれにしても、コンプライアンスとともに上司や先輩社員からのコミュニケーションをとることが大切ですが、率先して進めることができる「場」を作ることが重要な経営課題の1つと言えるでしょう。

会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

Q 個人事業の法人化により、事務所の賃貸借契約が解除されたら？

オフィスビルの一室を借りて個人事業を行っていましたが、業績が上がってきたので法人化を検討していたところ、ビルの賃貸人から法人化するのであれば賃貸借契約を解除すると言われてしまいました。この場合、賃貸借契約は解除されてしまうのでしょうか。

A 法人化することで事業の実態に変化が生じたかどうかのポイント。

賃借人の変更

民法612条は、賃貸人の承諾がなければ、賃借人は賃借権を譲渡・転賃することができず、賃借人が賃貸人の承諾なく賃借物を

第三者に使用または収益させたときは、賃貸人は賃貸契約を解除することができる旨を規定しています。この規定は、借家契約にも適用されます。

従前の個人事業を法人化して行う場合は、権利主体（賃借人）が変わるため、賃借権の譲渡または転賃にあたります。そうすると、法人化する場合には、原則として賃貸人の承諾を得なければならず、承諾を得ない場合は、民法612条により賃貸借契約は解除されてしまうことになります。しかし、同条は、賃貸人に自由な解除権の行使を認めているわけではなく、「背信行為と認めるに足らない特段の事情があるとき」は解除できないというのが確立された判例・学説です。

したがって、賃借権の譲渡または転賃があったとしても、賃貸借契約の基礎にある信頼関係を破壊するような背信行為といえない限り、賃貸借契約の解除はできません。

背信行為の判断

では、個人事業の法人化による賃借権の譲

渡または転賃は、背信行為といえるでしょうか。裁判例では、税金対策のため株式会社にしたが、株主は賃借人（元の個人事業主）の家族や親族の名前を借りたにすぎず、実際の出資はすべて同人がなし、会社の実権もすべて同人が掌握し、その営業、従業員、店舗の使用状況なども従来と同一である場合は、背信行為とはいえないとしたものがあります。

形式的には法人化したとしても、元の個人事業主が100%株主になる場合や、100%株主にならなくても、それが単なる名義貸しで、会社の実権は元の個人事業主が握っている等、実質的に事業の実態に変化がなければ、賃貸借契約にも実質的には影響がなく、背信行為とはいえないと考えられます。ただしその場合でも、法人化した後、全株式を第三者が取得した場合や、元の個人事業主が会社の実権を失うに至ったような場合は、新たに賃借権の譲渡または転賃があったと判断される可能性があります。

お知らせ

「社労士試験合格セミナー」のご案内

汐留社会保険労務士法人から4月開催の「社労士試験合格セミナー」のご案内です。

5/24(水)、5/30(火)の18:30から今年8月の社会保険労務士試験合格を目指す人向けに合格に必須の勉強法とモチベーションについてお伝えします！今年のチャレンジを最後のチャレンジにしたい方、ぜひご参加ください！以下の案内をご確認の上、担当者までお問い合わせくださいませ。

● セミナー案内はこちら

汐留社会保険労務士法人 担当：月岡

「ビジネスマッチング朝活」のご案内

汐留パートナーズの司法書士、弁理士、社労士が参加しているビジネスマッチング朝活のご案内です。

毎週水曜日の9:15～12:15(着席型buffet付き)

銀座駅から徒歩1分の場所で開催をしております。詳しくは下記のとおりです。

● <https://www.shiodome-sr.jp/pdf/seminar201704.pdf>

5月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (前月以降に採用した労働者がいる場合) [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 (前月以降に一括有期事業を開始している場合) [労働基準監督署]

15日

- 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

31日

- 軽自動車税の納付 [市区町村]
- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]